

福島県立医科大学会津医療センター 鍼灸師前期研修プログラム

—令和4年度版—

福島県立医科大学会津医療センター

1. 研修プログラムの名称及びプログラム責任者

福島県立医科大学会津医療センター鍼灸師前期研修プログラム

プログラム責任者 : 三瀧 忠道 (医監兼教授)

2. 研修プログラムの特色

会津医療センターにおいて鍼灸師の医療研修を目的としたセンター独自の2年間の研修プログラムを実施する。特色は以下の通り。

- 1) 会津医療センター各診療科において現代医学を学ぶと共に集学的漢方医学(湯液・鍼灸)の研修を行う。
- 2) 研修初年度は各診療科を期間毎にローテーションを行いながら、医学的知識の習得を行う。2年目は会津医療センター漢方外科および附属研究所漢方医学研究室鍼灸部において鍼灸の臨床および研究について重点的に研修を行う。
- 3) 研修に際しては医療人としての態度やチーム医療に必要な知識の習得を行う。
- 4) 鍼灸診療における必要な基本的な診察法・手技の習得にも重点を置く。
- 5) 研修開始約1ヶ月間はオリエンテーションを行い、チーム医療としての院内他職種の業務体験を行う(研修医制度に準じる)。
- 6) 医療センターにない診療科については、研修2年目より本学附属病院もしくは近隣の病院での研修を行うことが出来る。

3. 研修理念

- 1) 疾病を持った患者を心身共に理解し、患者に寄り添った医療が実施出来る態度と知識を身に着ける。
- 2) チーム医療に参画し、鍼灸師として臨床能力が発揮できる医療人を育成する。
- 3) 先輩、同僚、医師や医療協力者の人々と協調できる優れた社会人を養成する。

4. 研修の基本的目標と基本の方針

1) 基本的目標

全人的な高い臨床能力が発揮できる鍼灸師を養成する。

2) 基本の方針

- ①医療倫理に配慮し、診療を行なう上での適切な態度と習慣を身につける。
- ②適切な臨床的判断能力と問題解決能力を修得する。
- ③医学の進歩にあわせた生涯学習を行なうための方略の基本を修得する。

5. 研修の到達目標

I. 行動目標

医療人として必要な基本的な姿勢と態度が取れる。

① 患者—鍼灸師関係

患者を全人的に理解し、患者・家族と良好な人間関係を確立する。

- 1) 患者、家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握できる。
- 2) 鍼灸の診療の上で患者や家族がともに納得できる診療を行うためのインフォームド・コンセントが実施できる。
- 3) 守秘義務を果たし、プライバシーへの配慮ができる。

② チーム医療

医療チームの構成員としての役割を理解し、保健・医療・福祉の幅広い職種からなる他のメンバーと協調する。

- 1) 医療従事者に適切なタイミングでコンサルテーションができる。
- 2) 医療従事者と適切なコミュニケーションがとれる。
- 3) 同僚および後輩へ教育的配慮ができる。
- 4) 患者の医療的情報を医療従事者と交換できる。
- 5) 関係機関や諸団体の担当者とコミュニケーションがとれる。

③ 問題対応能力

患者の問題を把握し、問題解決型の思考を行い、生涯にわたる自己学習の習慣を身につける。

- 1) 鍼灸診療上の疑問点を解決するための情報を収集して評価し、当該患者への適応を Evidence Based Medicine (EBM) を踏まえながら判断できる。
- 2) 自己評価および第三者による評価をふまえた問題対応能力の改善ができる。
- 3) 臨床研究や治験の意義を理解し、研究や学会活動に関心を持つ。
- 4) 自己管理能力を身につけ、生涯にわたり基本的診療能力の向上に努める。

④ 安全管理

患者ならびに医療従事者にとって安全な医療を遂行し、安全管理の方策を身につけ、危機管理に参画する。

- 1) 医療を行う際の安全確認の考え方を理解し、実施できる。
- 2) 医療事故防止および事故後の対処について、マニュアルなどに沿って行動できる。
- 3) 院内感染対策を理解し、実施できる。

⑤ 医療面接

患者・家族との信頼関係を構築し、診療上必要な情報が得られるような医療面接を実施する。

- 1) 医療面接におけるコミュニケーションのもつ意義を理解し、コミュニケーション

ションスキルを身につけ、患者の解釈モデル、受診動機、受療行動を把握できる。

- 2) 患者の病歴の聴取と記録ができる。
- 3) インフォームド・コンセントのもとに、患者・家族への適切な指示、指導ができる。

⑥ 症例呈示

チーム医療の実践と自己の臨床能力向上に不可欠な、症例呈示と意見交換を行う。

- 1) 症例呈示と討論ができる。
- 2) 臨床症例に関するカンファレンスや学術集会に参加する。
- 3) 学会発表もしくは論文作成を行う。

⑦ 鍼灸診療計画

保健・医療・福祉の各側面に配慮しつつ、各専門家への適切なコンサルテーションを踏まえながら、鍼灸診療計画を作成し評価する。

- 1) 鍼灸診療計画（鍼灸診断に基づいた治療に加えて患者や家族への説明を含む）を作成できる。
- 2) 鍼灸診療ガイドラインやEBMを理解し、活用できる。

⑧ 医療の社会性

医療の持つ社会的側面の重要性を理解し、社会に貢献する。

- 1) 関係法規・制度を理解し、適切に行動できる。
- 2) 公費負担医療（療養費の給付など）を理解し、適切に診療できる。
- 3) 医の倫理、生命倫理について理解し、適切に行動できる。

II. 経験目標

- ①経験すべき診察法・検査・手技。
 - ②経験すべき症状・病態・疾患。
- ①②は研修実施科のプログラムにより経験する。

6. 研修の教育課程（研修期間）

① 研修教育課程に関わる事項

本研修期間は2年計画で実施され、各診療科の研修を1単位とする単位制とする。

1年目は会津医療センターに属する各診療科において研修を行う。2年目は会津医療センター漢方外科および附属研究所漢方医学研究室鍼灸部において鍼灸に関する臨床や研究についての研修を行う。

医療センターにない診療科の研修については、研修2年目以降に本人の希望に応じて当プログラム責任者の了解のもとに他の医療施設において実施する。

② 研修内容

研修開始約1ヶ月間はオリエンテーションを行い、当院の役割や施設・設備を理解し、社会人としてのマナー等を身につける。また、チーム医療としての各職種の業務を体験・習得し、各職種間のコミュニケーションを実践する。さらにカルテ・紹介状等の記載法も習得する。そしてこの期間に当院の各診療科（内科総合、外科、心身医療科、整形外科・脊椎外科、耳鼻咽喉科、皮膚科）で、問診法・診察法についての講義を行う。

オリエンテーション後、各診療科を原則4週間程度でローテーションする。なお、当センターの診療科は以下の通り。

総合内科、整形外科・脊椎外科、循環器内科、皮膚科、感染症・呼吸器内科、血液内科、耳鼻咽喉科、消化器内科、心身医療科、小腸・大腸内科、大腸肛門外科、糖尿病・内分泌代謝・腎臓内科、緩和ケア科、漢方内科

*研修科の都合により研修が実施されない場合もある。

③ 研修生の評価

研修生は研修を修了した診療科毎に研修内容のレポートを作成すると共に、到達目標に関する自己評価を行う。

各診療科主任は当該研修生に対し、ローテーションの修了時に評価表を利用して評価を行い、単位の可否を判定する。

最低取得単位を10単位以上取得出来た場合には1年目の最終に総合試験を実施し、修了の判定を行う。1年目を修了した者は2年目の研修に応募できる。

④ プログラム修了の認定

2年間の研修修了時に、研修生自己評価表、単位の取得に基づき、臨床研修委員会において総合評価が行われ、修了者にはセンター長から前期研修修了証が交付される。

研修1年目

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
オリエンテーション	総合内科、整形外科・脊椎外科、循環器内科、皮膚科、感染症・呼吸器内科、血液内科、耳鼻咽喉科、消化器内科、心身医療科、小腸・大腸内科、大腸肛門外科、麻酔科、糖尿病・内分泌代謝・腎臓内科、緩和ケア科、漢方内科										総合試験
*各診療科を原則4週間毎でローテーションを行う。											

研修2年目

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
漢方外科 附属研究所漢方医学研究室鍼灸部											総合試験

7. 鍼灸師の研修責任者及び臨床研修・教育研究委員会

会津医療センター臨床研修・教育研究委員会において担当する。

1) 臨床研修・教育研究委員会構成員

- 委員長：山中 克郎（福島県立医科大学会津医療センター
総合内科学講座教授）
- 副委員長：大田 雅嗣（福島県立医科大学会津医療センター
附属病院病院長、教授）
- 鶴谷 善夫（福島県立医科大学会津医療センター
附属病院副病院長、循環器内科学講座教授）
- 三瀧 忠道（福島県立医科大学会津医療センター漢方医学講座教授）
- 齋藤 拓朗（福島県立医科大学会津医療センター外科学講座教授）
- 小川 洋（福島県立医科大学会津医療センター
耳鼻咽喉科学講座教授）
- 遠藤 俊吾（福島県立医科大学会津医療センター
小腸・大腸・肛門科学講座教授）
- 岩渕 真澄（福島県立医科大学会津医療センター
整形外科・脊椎外科学講座教授）
- 宗像 源之（福島県立医科大学会津医療センター
総合内科学講座講師、臨床研修運営部会長）

ほか

2) 臨床研修・教育研究委員会の役割

- ① 研修プログラムの管理
- ② 研修生の管理
- ③ 研修生の評価
- ④ 採用時における研修希望者の評価

8. 研修指導体制

指導医は、臨床経験7年以上の各学会の専門医で、プライマリ・ケアを中心とした指導を行える十分な能力を有するものとする。

指導鍼灸師は、当センターの教員で鍼灸関連学会に所属しており、十分な臨床能力を有するものとする。

9. その他

① 研修生定員数（各年次）

各年次若干名

② 公募の有無及び研修プログラムの公表の方法。

原則として公募である。

研修プログラムは全国の養成学校に郵送し、さらにインターネットに公開する。

③ 研修終了の認定及び証書の交付

センター長は2年間の研修を終了したと認定された研修生に対して、センター長名で鍼灸師前期研修修了認定証を授与し、この研修修了認定証の交付をもって、研修終了とする。

④ 研修生の身分及び処遇

身 分：鍼灸研修生（准職員）

給 与：大学院卒（鍼灸もしくは医科学）：10,000 円/日額、大学卒（鍼灸養成大学）：8,200 円/日額、専門学校卒：7,200 円/日額。

通勤手当：あり

時間外手当：あり

勤務時間：8:30～17:15（休憩 12:00～13:00）

休 日：土、日、祝日、ほか年末年始

年次有給休暇：1年次 10 日、2年次 11 日

特別休暇：忌引休暇等

無給休暇：産前産後休暇、生理休暇、育児休暇等

宿 舎：なし

研修生室：あり

健康保険：公立学校共済組合の組合員及び財団法人福島県職員共助会会員となる（年金加入を含む）。

雇用保険：加入

災害補償：地方公務員災害補償法適用

賠償責任保険：病院賠償責任保険対応可能。個人賠償責任保険については任意加入。

学会等への参加：年次有給休暇を利用すること。

健康診断：定期健康診断（毎年 1 回）等

禁止事項：研修生は、この前期研修プログラムの実施医療機関以外では診療を行なうことを禁止する。

⑤ 募集及び選考時期

【第 1 次募集】

募集期間：令和 3 年 8 月 1 6 日（月）～令和 3 年 9 月 3 0 日（木）（必着）

選 考 日：令和 3 年 1 0 月 2 9 日（金）

【第 2 次募集】

第 1 次募集で定員に満たない場合は実施します。ホームページ上で公表します。

鍼灸師前期研修の応募手続き

応 募 先：〒969-3492

福島県会津若松市河東町谷沢字前田 21 番地 2

福島県立医科大学会津医療センター 経営企画室宛

応募条件：○疾病を持った患者を心身共に理解し、患者に寄り添った医療を実施する鍼灸師。

○幅広い医療知識の習得を望む者。

○研修終了後、後期研修へ進学もしくは福島県内の医療に携われる者

応募資格：日本におけるはり師、きゅう師の資格を有する者。

必要書類：①申請書、②履歴書、③最終学歴の卒業証明書もしくは卒業見込みの場合は相当する証明、④成績証明書、⑤免許証明書（はり師・きゅう師）、これから受験予定の者は内定後提出可、⑥小論文。

選考方法：1次試験として成績証明書、小論文より選考を行う。1次試験を通過した者は2次試験を受けて採用の可否を決定する。2次試験は筆記試験(医学専門分野、鍼灸医学専門分野、英語)、面接(口頭試問も含む)により選考を行う。

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター鍼灸師前期研修規程

(目的)

第1条 この規程は、福島県立医科大学会津医療センター（以下「センター」という。）において、高い臨床能力を発揮できる鍼灸師を養成するため、鍼灸師研修（以下「研修」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 この規程による研修を受けることができる者は、福島県立医科大学会津医療センター教育研究委員会（以下「委員会」という。）による受け入れの審議を経て、研修を行うことを許可された者（以下「研修生」という。）とする。

(研修期間)

第3条 研修期間は2年間とする。

(プログラム責任者及び研修プログラム)

第4条 プログラム責任者は、漢方医学講座主任をもってあてる。

2 プログラム責任者は、研修プログラムを作成し、委員会において承認を受けるものとする。

(研修計画)

第5条 プログラム責任者は、研修生の研修計画表（別紙様式1）を作成し、委員会の承認を受け各科等の長へ通知するものとする。

(研修生の評価)

第6条 研修生は、研修を修了した科毎に研修内容のレポートを作成するとともに、到達目標に関する自己評価を行う。

2 各講座主任等は当該研修生に対して、ローテーションの修了時に研修生の評価を行い単位の可否を行う。

3 研修修了の認定は、委員会が行う。

(研修修了)

第7条 センター長は、委員会により研修修了を認定された研修生に対して鍼灸師前期研修修了認定証（別紙様式2）を交付する。

(研修の中断)

第8条 センター長は、委員会からの研修の中断の勧告又は研修生の申し出により、研修を中断することができる。

(法令等の遵守)

第9条 研修生は、法令のほかセンターで定める諸規程等を遵守しなければならない。

(記録の保存)

第10条 センター長は、帳簿を備え、研修を行った研修生に関する次の事項を記載し、又は記録し、これを研修が修了した日又は中断した日から5年間保存しなければならない。

- 一 研修を修了し、又は中断した者の氏名、はり師及びきゅう師資格の登録年月日、登録番号、及び生年月日
- 二 修了し、又は中断した研修に係る研修プログラムの名称
- 三 研修を開始し、及び修了し、又は中断した年月日
- 四 修了し、又は中断した研修の内容及び研修生の評価
- 五 研修を中断した場合にあっては、研修を中断した理由

(庶務)

第11条 研修に関する事務は、経営企画室において処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、研修の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。